**定額減税調整給付金、物価高騰支援給付金の申請について**

問い合わせ　社会福祉課地域共生社会担当　電話23-6012

　詳しくは、市ウェブサイトを確認するか問い合わせください。

■定額減税調整給付金

　定額減税を十分に受けられないと見込まれる人に、その差額を支給します。

対象

　令和6年1月1日現在、定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額（令和5年分の所得税額を基に推計した所得税額）、または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る市民

※令和6年分の所得税および令和6年度住民税が非課税または均等割のみ課税の場合は、定額減税の対象とならないため支給の対象外です。

支給額

❶所得税分

　定額減税可能額【3万円×(本人＋扶養親族数)】－令和6年分推計所得税額

❷個人住民税分

　定額減税可能額【1万円×(本人＋扶養親族数)】－令和6年度分個人住民税所得割額

❶❷を合計した金額（1万円未満切り上げ)を支給

■物価高騰支援給付金

　物価高騰による負担軽減のため、低所得世帯や子育て世帯へ物価高騰支援給付金を給付します。

対象

　令和6年6月3日現在、市民で次のいずれかに該当する世帯

❶新たに令和6年度分の住民税が非課税、または均等割のみ課税となった世帯

❷新たに令和6年度分の住民税が非課税、または均等割のみ課税の子育て世帯

支給額

❶1世帯当たり10万円❷平成18年4月2日以降に生まれた子ども1人につき5万円

■共通事項

申請方法

　郵送された書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して、10月31日（木曜日）（必着）まで大崎市物価高騰支援給付金コールセンター、または各総合支所市民福祉課へ提出

※物価高騰支援給付金について、世帯員の中に令和6年1月2日以降の転入者がいる場合や令和5年の所得について未申告の人がいる場合は、8月下旬以降に申請書を郵送します。

問い合わせ

　大崎市物価高騰支援給付金コールセンター（電話0120-092-010）

　受付時間　平日9時～17時

**令和6年度大崎市不妊検査費・不妊治療費助成事業**

問い合わせ　健康推進課母子保健担当　電話23-2215

　　　　　　各総合支所市民福祉課

　不妊を心配する夫婦などへの支援として、令和6年4月1日から、対象となる不妊検査費および不妊治療費の一部を助成します。詳しくは、市ウェブサイトを確認するか問い合わせください。

■不妊検査費助成

助成対象

　検査開始日から原則1年以内に受けた、医師が必要と認める不妊検査にかかった費用

助成金額

夫婦1組につき1回に限り、上限額3万円（受診等証明書の発行費用を含む）

■不妊治療費助成

助成対象

　先進医療の実施機関として厚生労働大臣から承認を受けている医療機関で、保険診療と組み合わせて実施された先進医療にかかった費用

助成金額

初回治療時の妻の年齢が40歳未満の場合は6回、40歳以上の場合は3回とし、1回当たり上限額5万円（受診等証明書の発行費用を含む）

■共通事項

対象者

　次の全てを満たす人

❶申請日時点で法律上の婚姻または事実婚関係にある夫婦であること

❷検査（治療）開始日の妻の年齢が43歳未満であること

➌申請日時点で市内に住所を有すること（夫婦のうちどちらかでも可）

さらに不妊検査費助成の場合は、夫婦共に検査を受ける必要があります。

※不妊検査の場合、検査開始日は夫または妻の検査開始日のいずれか早い日を基準とします。

申込方法

　令和7年3月31日（月）まで、必要書類を添えて健康推進課母子保健担当（本庁舎1階・〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号）、または各総合支所市民福祉課に、持参または郵送

必要書類

▶各申請書および各受診証明書

※様式は、健康推進課および各総合支所市民福祉課で配布、または市ウェブサイトに掲載しています。

▶対象検査（治療）の領収書の写し

▶事実婚申立書（事実婚の場合）

※本市に住民票がない場合は、運転免許証などの本人確認書類が必要です。

**おおさき市民健診**

問い合わせ　健康推進課健康増進担当　☎23-2215

 　　各総合支所市民福祉課

申し込みをした人に、各種健診の受診票を送付しています。申し込みをしていない人も受診できます。詳しくは、問い合わせください。

健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。

■1**個別健診**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **受信内容** | **日時** | **場所** |
| 成人歯科健康診査 | 10月31日(木曜日)まで | 健（検）診実施医療機関 |
| 子宮がん検診 | 11月30日(土曜日)まで |
| 乳がん検診 | 8月1日(木曜日)～12月13日(金曜日) |
| 特定健康診査・健康診査 | 8月1日(木曜日)～11月30日(土曜日) |

■2**出張がん検診（大腸がん検診）**　検査容器は本人以外でも提出できます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **持ち物** | **日時** | **場所** |
| 受診料（検査容器に記載している料金）、検査容器 | 8月17日（土曜日）9時～正午 | スーパーセンタートラスト 岩出山店 サービスカウンター隣(岩出山字上野目涎池17-1) |

■3**集団健診（古川地域）**　受付時間(全日程)：7時30分～10時30分

|  |  |
| --- | --- |
| 実施する健（検）診 | 結核・肺がん、胃がん、大腸がん、特定健康診査・健康診査、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、前立腺がん、歯と歯肉の相談 |

|  |  |
| --- | --- |
| 日程 | 場所 |
| 8月1日(木曜日)・2日（金曜日） | 古川保健福祉プラザ（ｆプラザ）（胃がん検診：大崎口腔保健センター（fプラザ向かい)） |
| 8月19日(月曜日)～24日（土曜日） |
| 8月26日(月曜日) |

**子宮がん予防ワクチン(ＨＰＶワクチン)について**

問い合わせ　健康推進課保健・地域医療担当　電話23-2215

　ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性的接触のある女性であれば50パーセント以上が生涯で一度は感染するとされているウイルスです。感染しても、ほとんどの人はウイルスが自然に消えますが、一部の人はがんになってしまうことがあります。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、膣がんなどのがんや、コンジローマなど、多くの病気の発生に関わっています。

■1 ワクチンの予防接種・効果

　予防接種で、子宮頸がんの原因を約90パーセントを防ぐ効果が得られます。この予防効果は、16歳までの接種で最も高くなります。

なお、接種前に性交経験がある場合は効果が落ちてしまいますが、その場合でも約50パーセント以上の予防効果が期待できます。

■2 キャッチアップ接種

通常の定期接種のほか、接種勧奨を差し控えられた期間の人向けに、令和4年度から「キャッチアップ接種」を実施しています。

なお、キャッチアップ接種については、令和6年度が最終年度となりますので、定期接種最終年の人と併せて公費負担による接種機会を逃さないよう注意してください。

■3 令和6年度の公費負担(無料)対象者

定期接種対象者

　　平成20年4月2日から平成25年4月1日までに生まれた女性

キャッチアップ接種対象者

　　平成9年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた女性

■4 接種場所

　市指定医療機関

詳しくは、市ウェブサイトを確認してください

■ワクチンの副反応

　HPVワクチンは、筋肉注射という方法で接種します。そのため、多くの場合は、接種後に注射部位の痛みや腫れが発生しますが、数日程度で症状は治まります。この他にも、筋肉痛や関節痛などの体の痛み、感、発熱などの症状が発生する場合もあります。

■ワクチン接種後に気になる症状が出た場合の対応

　接種後に気になる症状が現れたら、まずは接種を行った医療機関の医師に相談してください。接種を行った医師またはかかりつけ医の判断の下、厚生労働省で選定したHPVワクチン接種後に生じた症状の診療を行う協力医療機関を紹介します。